

# 横浜市立中山中学校 いじめ防止基本方針

平成26年1月に策定（令和8年2月24日改定）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止対策の基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

中山中学校はいじめ防止対策の組織として、校内に専門の委員会を組織する。

### (1) 委員会の構成

○委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長・副校長・主幹教諭・学年主任・教務主任・生徒指導専任・生徒指導部長・養護教諭・スクールカウンセラー

○状況に応じて、関係する教職員等を加える。

○必要に応じて、心理や福祉の専門的な知識を有する者の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

○いじめ防止対策委員会は、月1回以上、定期的で開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する

○学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う

○校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する

### (3) 活動内容

学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

#### ①未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

#### ②事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

#### ③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

### 3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

月	学校での取組	生徒主体の取組	家庭・地域と連携した取組
4月	・対策委員会（定例会・全体会）・教育相談 ・生徒理解研修・生活アンケート	・あいさつ運動（年間）	
5月	・対策委員会（定例会） ・小中交流 ・校外学習 ・学校説明会・Y-P ・いじめ早期解決のための記名式アンケート	・体育祭	・地域美化活動
6月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート ・人権作文	・生徒総会	・学家地企画会 ・地区懇談会
7月	・対策委員会（定例会） ・三者面談 ・生活アンケート	・横浜子ども会議（ブロック）	・地域パトロール
8月	・対策委員会（定例会・全体会） ・教育相談 ・人権研修	・横浜子ども会議（区）	・地域パトロール
9月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート	・生徒会役員選挙	・地域パトロール ・地域防災訓練

10月	・対策委員会（定例会） ・三者面談 ・Y-P	・文化祭 ・小中交流	・地域パトロール ・地域行事
11月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート ・人権標語		・地域パトロール ・地域美化活動
12月	・対策委員会（定例会） ・いじめ防止一斉キャンペーン ・三者面談		
1月	・対策委員会（定例会） ・教育相談 ・校外学習 ・生活アンケート		・地域作品展
2月	・対策委員会（定例会・全体会） ・生活アンケート ・新入生保護者説明会		・地域パトロール
3月	・対策委員会（定例会） ・生活アンケート		・学地反省会

#### 4 基本的な対応方針

##### ① いじめの未然防止・早期発見（横浜市基本方針 P14）

- ・児童生徒の主体的な取組への支援（横浜子ども会議の取組等を通じて、児童生徒が、いじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援等）
- ・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組
- ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実
- ・SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施
- ・一人一台端末やすぐー等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施
- ・SCやSSW、校内ハートフル支援員等と連携した定期的な教育相談の実施
- ・保護者、地域、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（チーム学年経営・担任制、情報共有の推進等）
- ・担任に限らず、児童支援専任・生徒指導専任教諭、養護教諭、SC、SSWなど話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談・通報の窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることの周知
- ・地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の人間関係が現れることも考慮し、見守りなどを通じて把握したことについて、学校などに情報提供するよう連携体制の構築

##### ② いじめに対する措置

- ・いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添った対応
- ・いじめが解消に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- ・いじめを行った児童生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・事案に応じた警察への相談又は通報
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

## いじめの解消

対応後、いじめが解消されたかを検証するために次の要件を意識して状況把握を行う。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、  
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### (2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

### (3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

## 6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

## (附則)

- 1 この横浜市中山中学校いじめ防止基本方針は、平成26年1月に策定し、平成26年4月より実施する。
- 2 この規定を平成30年2月に改定し、平成30年4月から実施する。
- 3 この規定を令和2年3月に改正し、令和2年4月から実施する。
- 4 この規定を令和3年3月に改正し、令和3年4月から実施する。
- 5 この規定を令和5年3月に改正し、令和5年4月から実施する
- 6 この規定を令和8年2月に改正し、令和8年4月から実施する